

ID: 66

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	保育料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町保育所保育料徴収規則 第5条第1項		
例規番号	平成18年規則第43号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (保育料の減免)</p> <p>第5条 町長は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者(法第20条第4項に規定する「教育・保育給付認定保護者」をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表第2の区分に従い保育料を減免することができる。</p> <p>(1) 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) その他町長が特に必要と認めるもの</p> <p>2 前項の規定により保育料の減免を受けようとする満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、保育料減免申請書(様式第1号)に減免を受けようとする理由を証する書類(その他町長が必要と認める書類)を添えて、町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ、保育料の減免の可否を決定し、保育料減免決定通知書(様式第2号)により、申請書の提出を行った満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、町長は、災害その他のやむを得ない事由により保育の利用を停止したときは、保育の利用を停止した期間に係る保育料を職権で減免するものとする。</p> <p>5 町長は、前項の規定により保育料を減免したときは、保育料減免通知書(様式第3号)により、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日